

我孫子市水道局告示第7号

令和3年我孫子市水道局告示第6号（令和4年度における労務報酬下限額の決定）の一部を次のように改正する。

令和4年9月15日

我孫子市水道事業管理者  
水道局長 古 谷 靖

1 改正内容

2 我孫子市公契約条例第7条第1項第2号により定める額の表中「957円」を「984円」に改める。

2 適用年月日

令和4年10月1日